

田原市商工金融利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市内の中小企業者又は新規創業者に対し、借入金利子の全部又は一部を補給することにより、資金調達の円滑化及び経営基盤の安定化を促進し、もって中小企業者の育成及び商工業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。
- (2) 新規創業者 田原市内において新たに事業を営もうとする個人又は法人をいう。
- (3) 国公資金等 次に掲げる資金をいう。
 - ア 日本政策金融公庫国民生活事業資金
 - イ 小規模企業等振興資金
 - ウ 愛知県経済環境適応資金サポート資金のうち中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第1号、第4号、第5号、第6号又は第7号の規定に基づく市長の認定を受けた者が受けるセーフティネット資金及び経済対策特別資金のうち米国関税措置・物価高対応枠
 - エ 愛知県経済環境適応資金創業等支援資金
 - オ 愛知県経済環境適応資金災害対応資金

(利子補給対象者)

第3条 借入金の利子に対する補給金（以下「利子補給金」という。）の交付を

受けることができる者（以下「利子補給対象者」という。）は、国公資金等の貸付けを受けた中小企業者又は新規創業者であって、次の条件を備えたものとする。

(1) 法人である場合には、対象資金の貸付けを受けた日及び申請日に田原市内に本社又は本店を有する者で、田原市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有するものであり、かつ、継続してその事業を営むことが確実に認められること。

(2) 個人である場合には、対象資金の貸付けを受けた日及び申請日に田原市の住民基本台帳に記録されている者で、田原市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有するものであり、かつ、継続してその事業を営むことが確実に認められること。

(3) 市税を完納していること。

（利子補給の回数等）

第4条 利子補給金の交付は、貸付けを受けた国公資金等（以下「対象資金」という。）1融資につき1回とする。

2 利子補給金を受けることができる対象資金の限度額の総額は、申請年度において、全ての対象資金に対し利子補給対象者1者につき3,000万円を上限とする。

3 対象資金の貸付けを受けた日から1年以内に返済が終了した融資（繰上償還した融資を含む。）は、利子補給金の対象としない。

（利子補給率等）

第5条 利子補給金の補給率（以下「利子補給率」という。）は、融資金額（借換資金については、融資金額から繰上償還した額を控除した額）に対して年1.5パーセント（対象資金の貸付利率が年1.5パーセントを下回るときは、当該貸付利率。以下同じ。）とする。

2 対象資金に対し他の利子補給を受ける場合における利子補給率は、1.5パーセントから当該他の利子補給による補給率を差し引いた率とする。

3 貸付日から貸付期限までの間の利子額が、前2項の補給率により算定した利子補給金を下回る場合は、貸付日から貸付期限までの利子を利子補給金の上限とする。

(交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、田原市商工金融利子補給金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 借用証書、金銭消費貸借契約書等融資実行日、融資の種類及び融資金額が分かるものの写し

(2) 金融機関等が発行した返済計画が分かる書類の写し

(3) 返済実績が分かる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象資金の貸付けを受けた日から1年を経過した日から1年を経過した日の属する年度の末日までの間に行わなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは利子補給金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をし、田原市商工金融利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないときとは利子補給金の不交付を決定し、田原市商工金融利子補給金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により利子補給金の可否を決定するときは、利子補給対象者か

ら公簿等の閲覧に係る同意を得て、市税の納付状況等を確認するものとする。

- 3 第1項の規定により決定した利子補給金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(実績報告及び確定通知の省略)

第8条 利子補給金の金額は交付決定により確定されたものとみなし、実績報告及び確定通知は、省略することができる。

(利子補給金の交付)

第9条 交付決定を受けた者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、田原市商工金融利子補給金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給金を交付する。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した利子補給金の全部を返還させることができる。

- (1) 国公資金等の貸付けを受けた者が、その目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 国公資金等の貸付けを受けた者が、償還金を毎月の期日までに支払わなかったとき。
- (3) 貸付元から資金の貸付けの取消し又は返還を命じられたとき。
- (4) 貸付けを受けた資金の償還期間が1年に満たなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により利子補給金の全部を返還させるときは、田原市利子補給金返還通知書(様式第5号)により、当該交付決定を受けた者に対し通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日後もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の田原市商工金融利子補給金交付要綱第2条第3号に規定する貸付けを受けた者については、当該貸付けを改正後の田原市商工金融利子補給金交付要綱第2条第3号に規定する貸付けとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の田原市商工金融利子補給金交付要綱第2条第3号に規定する貸付けを受けた者については、当該貸付けを改正後の田原市商

工金融利子補給金交付要綱第2条第3号に規定する貸付けとみなす。

3 第5条第3項の規定については、令和6年4月1日以降の貸付けから適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の田原市商工金融利子補給金交付要綱第2条第3号に規定する貸付けを受けた者については、当該貸付けを改正後の田原市商工金融利子補給金交付要綱第2条第3号に規定する貸付けとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の田原市商工金融利子補給金交付要綱第2条第3号に規定する貸付けを受けた者については、当該貸付けを改正後の田原市商工金融利子補給金交付要綱第2条第3号に規定する貸付けとみなす。

田原市商工金融利子補給金交付申請書

年 月 日

田原市長

殿

申請者

住所

氏名

田原市商工金融利子補給金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の交付を申請します。なお、公簿等の閲覧による市税の納付状況等の確認に同意します。

記

- | | | | |
|---|------------|-------|---|
| 1 | 利子補給金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 貸付けを受けた金額 | 金 | 円 |
| 3 | 貸付実行年月日 | 年 月 日 | |

添付書類

- (1) 借用証書、金銭消費貸借契約書等の写し（融資実行日、融資の種類、融資金額が分かる書類）
- (2) 金融機関等が発行した返済計画が分かる書類の写し
- (3) 返済実績が分かる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

田原市商工金融利子補給金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付で交付申請のありました田原市商工金融利子補給金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 利子補給金交付決定額 金 円
- 2 利子補給金交付条件

次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部を返還させることができる。

- (1) 利子補給金の対象となる貸付けを受けた者が、その貸付け目的以外に使用したとき。
- (2) 利子補給金の対象となる貸付けを受けた者が、償還金を毎月の期日までに支払わなかったとき。
- (3) 貸付元から資金の取消し又は返還を命じられたとき。
- (4) 貸付けを受けた資金の償還期間が1年に満たなくなったとき。

様式第3号（第7条関係）

田原市商工金融利子補給金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで交付申請のありました田原市商工金融利子補給金については、下記の理由により不交付としますので、通知します。

記

理由

様式第4号（第9条関係）

田原市商工金融利子補給金請求書

年 月 日

田原市長 殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました田原市商工金融利子補給金を、下記のとおり請求します。

記

補給金交付請求額 金 円

利子補給金の振込先 金融機関名
支店名
預金の種類
口座番号
口座名義人（カタカナ）

田原市商工金融利子補給金返還通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付け 第 号で交付した田原市商工金融利子補給金について、田原市商工金融利子補給金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

1 返還理由

2 交付済額 金 円

3 返還すべき金額 金 円

4 返還期限 年 月 日

5 返還方法